

大分県監査委員監査基準(令和二年監査委員告示第一号)の一部改正

改 正	現 行
<p>○大分県監査委員監査基準</p> <p>第一条 (略) (服務)</p> <p>第二条 監査委員は、<u>高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。</u></p> <p><u>2 監査委員は、法令及び大分県監査委員条例(昭和三十九年大分県条例第十三号)の規定並びにこの基準に従い、その職務を遂行するものとする。</u></p> <p><u>3 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で、厳正かつ公正不偏の態度を保持し、その職務上必要とされる正当な注意を払って、その職務を遂行するものとする。</u></p> <p><u>4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。</u></p> <p><u>5 前三項の規定は、監査委員でなくなった後においても、同様とする。</u></p> <p><u>5 前三項の規定は、監査委員の事務を補助する職員(以下「事務局職員」という。)について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「監査委員は、」とあるのは「事務局職員は、」と、前項中「監査委員は、」とあるのは「事務局職員は、」と、「監査委員で」とあるのは「事務局職員で」と読み替えるものとする。</u> (専門性等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p><u>2 監査委員は、事務局職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとりて遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。</u></p>	<p>○大分県監査委員監査基準</p> <p>第一条 (略) (服務)</p> <p>第二条 監査委員は、<u>法令及び大分県監査委員条例(昭和三十九年大分県条例第十三号)の規定並びにこの基準に従い、常に厳正かつ公正不偏の態度を保持し、その職務上必要とされる注意を払って監査等をするものとする。</u> (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2 監査委員は、監査の結果に関する報告(これに添える意見を含む。)若しくは検査の結果に関する報告を提出し、監査の結果に関する報告に係る勧告をし、又は審査の意見を提出する前に、これらの内容を他に漏らしてはならない。監査委員でなくなった後においても、同様とする。</p> <p>3 前二項の規定は、監査等の事務を補助する監査委員事務局の職員(以下「補助職員」という。)について準用する。この場合において、第一項中「監査委員は、」とあるのは「補助職員は、」と、前項中「監査委員は、」とあるのは「補助職員は、監査委員が」と、「監査委員で」とあるのは「補助職員で」と読み替えるものとする。 (専門性等)</p> <p>第三条 (略) (新規)</p>

3 監査委員は、その性質上監査委員が自ら実施する必要があるものを除き、この基準に定める監査等の手続の一部を事務局職員に行わせることができる。

4 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために、事務局職員に対し、適切に指揮及び監督をし、並びに必要な研修を受けさせるものとする。

(文書の作成)

第四条 監査委員は、監査等の計画、監査等の内容、判断の過程、監査等の証拠及び監査等の結果その他の監査委員が必要と認める事項について文書を作成し、適切に保存するものとする。

## 第二章 実施基準

(本章及び次章の規定を適用する監査等)

### 第五条 (略)

#### 一・二 (略)

三 財政的援助団体等監査(法第九十九条第七項) 県が財政的援助を与えている団体並びに県が出資し又は支払保証を与えている団体、県が受益権を有する不動産信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行が当該財政的援助\_\_\_\_\_等の目的に沿って \_\_\_\_\_行われているか \_\_\_\_\_ 監査すること。

### 四 決算審査

イ 歳入歳出決算審査(法第二百三十三条第二項) 決算 その他 \_\_\_\_\_ 関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているか審査すること。

ロ 企業会計決算審査(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号(以下「地公企法」という。))第三十条第二項) 決算 その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、それらが経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動は経済性の発揮及び公共性の確保がなされているか審査すること。

五 例月出納検査(法第二百三十五条の二第一項) 会計管理者、病院局長及び企業局長(以下「会計管理者等」という。)から提出された \_\_\_\_\_ 資料に基づき、毎月の計数を確認し現金の出納事務が

2 監査委員は、その性質上監査委員が自ら実施する必要があるものを除き、この基準に定める監査等の手続の一部を補助 職員に行わせることができる。

3 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために、補助 職員に対し、適切に指揮及び監督をし、並びに必要な研修を受けさせるものとする。

(文書の作成)

第四条 監査委員は、監査等の計画、監査等の内容、判断の過程、監査等の証拠及び監査等の結果その他の監査委員が必要と認める事項について文書を作成し、\_\_\_\_\_ 保存するものとする。

## 第二章 実施基準

(本章及び次章の規定を適用する監査等)

### 第五条 (略)

#### 一・二 (略)

三 財政的援助団体等監査(法第九十九条第七項) 県が財政的援助を与えている団体並びに県が出資し又は支払保証を与えている団体、県が受益権を有する不動産信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助又は出資等に係るものが、当該財政的援助又は出資等の目的に従い、適正に行われているかどうかを監査すること。

### 四 決算審査

イ 歳入歳出決算審査(法第二百三十三条第二項) 決算書 その他決算関係書類の計数を確認し \_\_\_\_\_、予算が適正かつ効率的に執行されているか審査すること。

ロ 企業会計決算審査(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号(以下「地公企法」という。))第三十条第二項) 決算書 その他決算関係書類の計数を確認し \_\_\_\_\_、それらが経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動は経済性の発揮及び公共性の確保がなされているか審査すること。

五 例月出納検査(法第二百三十五条の二第一項) 会計管理者、病院局長及び企業局長\_\_\_\_\_から提出された 検査資料に基づき、毎月の計数を確認し現金の出納事務が



第三章 報告等の基準  
(監査の結果に関する報告)

第十四条 (略)

3 監査の結果に関する報告には、原則として次に掲げる事項を記載する。

一～九 (略)

4～6 (略)

第十五条 (略)

(検査の結果に関する報告)

第十六条 (略)

2 検査の結果に関する報告には、原則として、この基準に準拠して検査を行った旨、検査年月日、検査の対象(対象時点の年月日及び会計名又は基金名)、検査の主眼並びにその他必要な事項及び検査の結果を記載する。

3 (略)

(審査の結果)

第十七条 (略)

2 決算審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載する。

一・二 (略)

三 審査意見(今後予算の執行、収入支出及び財産に係る事務を処理する上で留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容)

四 (略)

3 基金運用状況審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載する。

一・二 (略)

三 審査意見(今後基金の適正かつ効率的な運用及び有効な活用をする上で留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容)

四 (略)

第三章 報告等の基準  
(監査の結果に関する報告)

第十四条 (略)

3 監査の結果に関する報告には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

一～九 (略)

4～6 (略)

第十五条 (略)

(検査の結果に関する報告)

第十六条 (略)

2 検査の結果に関する報告には、この基準に準拠して検査を行った旨、検査年月日、検査の対象(対象時点の年月日及び会計名又は基金名)、検査の主眼並びにその他必要な事項及び検査の結果を記載するものとする。

3 (略)

(審査の結果)

第十七条 (略)

2 決算審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三 意見(今後予算の執行、収入支出及び財産に係る事務を処理する上で留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容)

四 (略)

3 基金運用状況審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三 意見(今後基金の適正かつ効率的な運用及び有効な活用をする上で留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容)

四 (略)



り、この基準の趣旨に鑑み、適切にこれらを実施し、及びその結果等の報告等を行うものとする。

(委任)

第二十一条 (略)

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

り \_\_\_\_\_、適切にこれらを実施し、及びその結果等の報告等をするものとする。

(委任)

第二十一条 (略)

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。